

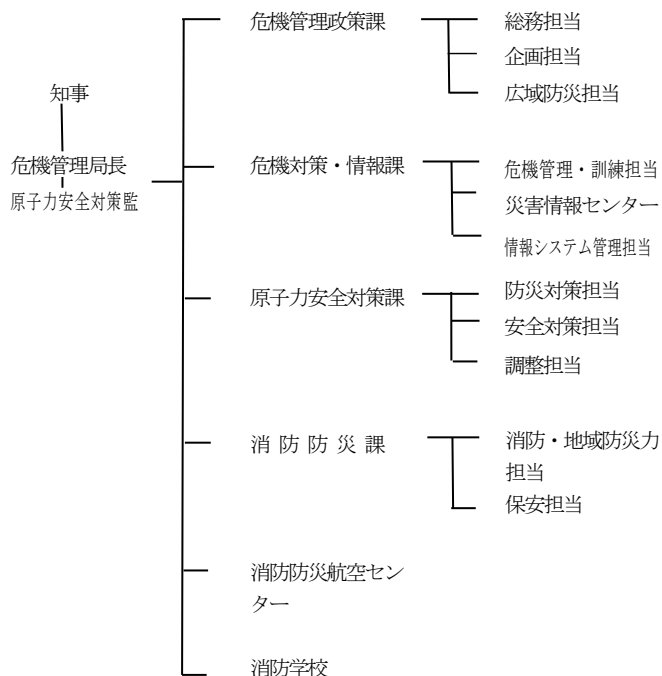
6 防災体制

■鳥取県の防災対策

鳥取県では、災害に強い鳥取県を作るため、平時には、災害時に速やかな対応ができるよう地域防災計画、企業との協定締結等の作成、防災行政無線、衛星携帯電話の整備、発災を想定した訓練、現地での実動訓練、防災フェスタの実施、地図を用いた図上訓練などを行っており、また、災害に備え、24時間2名以上が待機している。

災害時には、職員が登庁し、災害対策本部（本部長：知事）の設置、ヘリコプター等による被害状況の収集、自衛隊への災害派遣要請、近隣府県との応援、避難者へ物資や簡易設備の提供、備蓄品や調達品の提供、トイレや仮設住宅の設置等の対策を行っている。また平常時においても、メディア、HP及びびあんしんトリピーメールを活用し県民へ安心安全情報の発信を行っている。

<県危機管理局の組織(H25.4.1 現在)>



<県危機管理局の変遷>

平成 11 年 7 月	防災専門職の防災監が設置された。
平成 12 年 4 月	消防防災課が消防課と防災危機管理室に分かれた。
平成 13 年 4 月	防災危機管理室が防災危機管理課と名称を改めた。 防災監及び両課が知事直属の組織となった。
平成 20 年 4 月	チーム制を導入し、防災チーム・危機管理チーム・消防チームの3チーム体制となった。 消防防災航空室が消防チームの所管となり、消防防災航空センターと名称を改めた。
平成 23 年 4 月	チーム制を廃止し、防災課、危機管理課、消防課の3課体制となった。
平成 23 年 7 月	危機管理体制の強化を図るため、防災局を危機管理局とし、危機管理政策課、危機対策・情報課、消防防災課の3課体制とした。 危機対策・情報課内に災害情報センターを置いた。
平成 24 年 4 月	原子力安全対策体制の強化を図るため、危機対策・情報課内に原子力安全対策室を設置した。
平成 25 年 4 月	原子力安全対策体制の更なる強化を図るため、原子力安全対策監（次長級）を置き、また、原子力安全対策室が原子力安全対策課に昇格した。

■平成29年度に行った主な事業等

(危機管理政策課)

(1)(新)鳥取県中部地震検証等事業

<目的>

- ・平成 26 年度より最新の知見による見直しを進めている地震津波被害想定について、鳥取県中部地震及び熊本地震で得られた知見も加えて取りまとめる。
- ・見直し後の地震津波被害想定を用いて、現行の鳥取県震災対策アクションプラン（平成 22 年度策定）の予防対策・応急対策及びその目標値等の見直しを平成 30 年度に行う。

<事業の実施状況>

- ・佐渡島北方沖地震を波源とする津波による被害想定を追加するとともに、鳥取県中部地震及び熊本地震の課題やデータを踏まえた建物の一部損壊数、要配慮者の避難者数及び車中泊の避難者数について予測を追加し、地震津波被害想定を取りまとめた。
- ・平成 29 年度に中国電力が宍道断層を 39 kmに見直し、国が承認したことから、平成 30 年度にこれに係る被害想定を追加で取りまとめることとした。

(2)災害時の救援物資輸送及び広域防災拠点検討事業

<目的>

鳥取県中部地震や熊本地震等の既往の災害による教訓を踏まえ、災害時に迅速かつ的確に食料等の救援物資を被災者へ届けるための具体の仕組みを構築する。

<事業の実施状況>

- ・熊本地震の物流停滞を踏まえて、これまでの一極集中型の広域防災拠点構想から分散型の拠点体制に見直しを行い、ハザード情報の整理や民間施設の利用などを検討し、拠点の指定・選定を行った。
- ・災害時の物流体制の強化を図るため、県トラック協会と締結していた応援協定を県倉庫協会を交えた三者協定に改めた。

(3)住家の被害認定・罹災証明業務の指導者育成事業

<目的>

鳥取県中部地震や熊本地震等の教訓として、住家の被害認定及び罹災証明の業務に大量の人員が必要となったことから、自ら当該業務を実施することができるだけでなく、他の地方公共団体等から応援職員が参集した場合に技術的な指導ができる人材（県・市町村）を育成する。

<事業の実施状況>

県・市町村の職員を対象に研修会（座学、実技演習及び

中部地震で従事した市町村職員による事例報告）を平成 30 年 1 月 26 日に開催した。

(4)鳥取県中部地震から 1 年目事業

<目的>

鳥取県中部地震から 1 年となる 10 月 21 日を、住民や関係団体・行政が力を合わせて「福興」に取り組む気持ちを新たにする機会とするとともに、新たな防災の担い手として期待される女性や若者をはじめ住民それぞれの役割と連携強化の重要性を再確認し、住民一人ひとりが地域防災についての理解を深める機会とすることを目的とする。

<事業の実施状況>

- ・住民一人ひとりの地域防災力についての理解を深めるため、講演及びパネルディスカッションを開催した。
- ・講演前には 3 つの分科会を開催し、個別の課題や今後の方向性に向けて理解を深めた。参加者：約 300 人
 - ・地域防災・自主防災分科会
 - ・避難所・避難生活支援分科会
 - ・福興分科会

(5)(新)災害時における要支援者対策事業

<目的>

平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震では自主避難所開設など、平成 29 年 1、2 月の豪雪時では沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供など、鳥取県らしい人と人との絆を基調とした住民の助け合い、支え合いが多く行われ、その重要性が改めて認識されたところである。

住民の防災意識が高まっているこの時期を逃すことなく、市町村及び市町村社会福祉協議会を核とし、とっとり県民活動活性化センター及び日野ボランティア・ネットワークと連携して、支え愛マップづくりを全県下に広げ、災害時の要支援者への支援を確保し、災害に強い地域づくりを推進する。

<事業の実施状況>

支え愛マップづくり（促進事業）が 36 地区で、地域支え愛会議の立ち上げによる支え愛マップの更新や避難訓練の実施（ステップアップ事業）が 20 地区で取り組まれた。

また、市町村等の人材育成研修は延べ 64 人、住民向けの啓発研修には 197 人が参加し、マップづくりに関わる人材の育成を図ることができた。

H 4 μ P'ÇG%_ 1"H

HH \, -1P'Ç ;

H % \$xH

\, -1P2_ > 8Z4'4(Ó%4 @JŠ7Á!Á%b7•_4J7'æ&g
x F> &4J7'dBx(Ébfj\>^]b\, -1P*(†œ8 +,
bó2†& -M•G\@Óu)€Z8•Su\, -1P_€0«)Ž
x\, -1P0#ibŸG¼† ‹K JŠ7Á!Á%bP+ Š†
¥VIO•

H ! Fp ‹"g #H

>_>, \, -1P0#ib ŸG

\, -1P2" 34 ²_öYA8BKZ8•ýv%4\, -
1P0#i_X8Z \ @&gMö•æ5*boÍx)' P'Çb~
†%\$x\KZŸG†œWS&SGŸGc¹B 22° 7v>

>>, \, -1P0«)Ž b ‹

JŠ7Á!Á>&N4(Ñš-Ýb- W\$î#Ōi>)_>E•P
íP*(+ Šb¥V†W•Su\, -1P0«)Ž† ‹KS
‹¥ ¹B 30° 2v2 ¥>&5>'

Æ í:ýv%4\, -1P W V0«)Ž \ %4 :ývw
b¹& d\|b¹ 0«)Ž >7°j~

í:ýv%4\, -1P 0«)Ž %4", +-b0«)Ž

c>, N4(Ñš-Ý- W†• KS+ ,4J7'0«)Ž

>H" Ūî°†3ûLZ75!O/œ;!)"z^]? }v€•\,
-1Pš-Þá)mô_ †ÈCØ%±M•\v_)môi
b4J7'/œ_ X8Zb+, #.0Ž†Ýu•Su w#èš¼
KZ+, 4J 7'0«)Ž† ‹KS>& ‹w#èš >3w#è
š #F†#èc\|b¹ 0«)Ž†%4Æ [66ä &>'

HH75!OGcG5GGGM !

H % \$xH

ˆCb%4, @œîÉâ_g•[A+-] @ß,[A0«)Ž0(ò
†% -3, †T75OÇ™ «±†-°Ø6ä&K +-“í“í“b
4 _|!O PÂ† Šb¥V†W•\v_ ¶“µ6ð¼bO

ibq•b#0Žb4†W~%4, b75O_6ðM•-1'b9xm
Vœ1b¥V†W•

H ! Fp ‹"g #H

6ä&¥í d ¹B 29 °>7v 30 ¥>&u>|~ -â -
(•É

¶ *... X (Ū 10>*000 Ç

z&*... \W\~75!OÇ™ «± 2017 /œ\$(

" SBK/>8%4 0Y4Š... w#èš 75!O6ð €µ6ð
'75!O6ð €µ6ð íK />

- /œ\$(6x>8:ýv%4%±!

~ |» >8:ýv%4 4 µö#•

z^g•µ6ð>&(Ū 50 µ6ð íK />

" w#èš >8(•Éw C w ¥•`š ±£#è !

4Š#è *†#è ¥!#è ¥5#è äÓ#è

- 75!O6ð €µ6ð>81™ 9 4Š 0Y4Š 75• + -†7r C
•V -ó4Š \u°3û%, ¼1B Ž ¥•2e Ð&k ¼

š Qb Ūb µ6ð>8p\7Á Š (4) >L>R>R0Y¥• >L>R
>R » ¥Ō >B>B>G :ýv±Ū :ýv%4 •j^

¥•75!O ^ :ýv%4 4Š ¼

H H#FÒG#FçG#GVGxGbGŠGoGŠGy'¼GEGGGTgn4 !

H % \$xH

75Oí4µö#¼_6ðM•_ †©\$x&_fjK %4, bó

¼ó°_X\FZ8CSu6†K†Ü/ÆÍÓÝ†4™

M•\v_ *È(Ib3žÿ^_ fjlgÿx?^6-/Db&

-_2(M•Su*È(gŸí_ fjÓíÝ †Ä™M•

H ! Fp ‹"g #H

¼1B_ 4(2°_ #Ōqíúã_ x75"b_ ^]

ó²íó°_6ðM•_ †<#Ÿ*..._PKZÓíÝ[Mg4Ä

™M•šîÁ «b4 † ‹KS

rS ¹íw|tefn 4µö#_ '¼†È(gŸí

_ fjÓíÝ[Mg 4Ä™M•©«, Òb4 † ‹K

S

d 6†K†Ü ÆîÓíÝb4#Ÿ"g #

	H27 ° Ø	H28 ° Ø	H29 ° Ø
ší6 *... X >&° Ø Ž i!!>'	25,837 Ç	31,339 Ç	36,478 Ç
S ° Ø ? } b Q • Ç X	4,061 Ç	5,502 Ç	5,139 Ç
4Ä™ ó X>&+->'	1,489 ó	2,027 ó	1,822 ó
4Ä™ ó X>& m •>'	757 ó	1,497 ó	1,532 ó

H H#4 µö#_ G[GQGVG}GŠG=GEGGGTgn'ö#4 !

H % \$xH

!O ¼_>8Z%4Æb_ pŸŸxw#èš 75• \¼%&

«_3û™ †œ:Su75O/œ!)>&... \Ō" (Ō'¼b75

!O6ð _ ©«, Òlg¿µ°ái;†4:_)Täö#.#Ÿ†œ

:

>:! b ‹"g #><

>_>, -ò »

75!O6ð4 _ ©«, Òb° ||è) °Žì_|•4Š

°n >7€P Â¼b -ò\$0† ‹KS

>>, f, í5Ÿ¼ »

þ%4Ç \ 7575!O+ß'5 -â ±î\ b6è b3û™ G)z Ō6x í b

Su, S_!)z G)z †Z KS

†•#Ÿ° X @) 4#KZ*™ íKS •°!)z µ> /> Ž †f

, KS

í7cV+†7r(•É9Tj... Ç+Èb*7È5Ÿd!_ 875!O

/œ;!)"z4Ä)z¼ b&ä0¿ †œ WS

(原子力安全対策課)

原子力防災対策事業

(1)原子力防災対策

<目的>

島根原発に係るUPZ(緊急時防護措置準備区域(概ね30km圏))及び人形峠センター周辺の原子力防災対策の一層の充実を図る。

<事業の実施状況>

ア 原子力防災連絡会議の開催

○概要

島根・鳥取両県及び島根原発周辺30km圏6市(米子市、境港市、松江市等)の防災関係の部長級職員等が、島根原発に係る防災体制の向上に連携して取り組んでいる。

○開催日及び開催場所

開催日:平成30年3月27日、開催場所:島根オフサイトセンター

○会議の内容

平成29年度の両県の原子力防災対策の取組状況を共有し、引き続き2県6市が連携して取り組んでいくことを確認した。また、本県からは平成30年3月23日に修正した地域防災計画及び広域避難計画の修正概要について説明を行った。

イ 原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催

島根原発に関する原子力防災体制の推進を図るため、知事、米子・境港両市長等によるプロジェクトチーム会議を開催した。

a 平成29年5月16日(第1回)

島根原発1号機の廃止措置計画が認可されたことを受け、原子力規制庁、中国電力(株)から審査結果等の説明を受けるとともに質疑応答を行った。

b 平成29年6月24日(第2回)

県、米子市及び境港市の3首長のコアメンバーによる会議を開催し、島根原発1号機の廃止措置計画に対する両市の考え方を伺った。

c 平成30年2月21日(第3回)

島根原発2号機の基準地震動が了承されたことを受け、知事や米子市長、境港市長が中国電力(株)から基準地震動の設定の考え方や原子力規制委員会の審査内容等の説明を受けた。

ウ 原子力防災訓練等の実施

a 島根原発 住民避難等の実動訓練(島根県等との合同)

○実施日時

- 平成29年8月9日(水)(船舶避難及び広域避難所開設訓練)

※荒天により、海上自衛隊艦艇による鳥取港への避難は中止。海上保安庁巡視船による美保湾内の航行を実施
・平成30年10月19日(木)7時~10時(船舶避難訓練)

※荒天により、鳥取港への避難は中止し、船舶への乗降手順の確認等を実施

- 平成29年11月17日(金)8時30分~13時(本部等運営訓練等)
- 平成29年11月19日(日)8時~13時(避難等の実動訓練)

○主催

鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

○訓練の特徴

①県が計画する避難退域時検査会場の代替会場として大型商業施設を使用する場合の検査手順等の確認

②平成28年度に整備した大型車両除染システム及び平成29年度に整備したゲートモニタを活用した大型車両確認検査手順等の確認

③大型車両除染システムの機動的な輸送体制に係る検証

○実施場所

米子・境港市内(一時集結所等)、避難退域時検査(イオンモール日吉津)、県営広域避難所(とりぎん文化会館)、原子力環境センター、JR境線、陸上自衛隊米子駐屯地、航空自衛隊美保基地、鳥取空港、鳥取大学医学部附属病院、済生会境港総合病院、弓浜ホスピタウンほか

○参加者

40機関、約950名(うち、住民約310人)

○参加機関

①行政機関等

鳥取県警察本部、鳥取県教育委員会、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、陸上自衛隊第8普通科連隊、航空自衛隊第3輸送航空隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、自衛隊鳥取地方協力本部、原子力規制庁島根原子力規制事務所、境海上保安部、境港管理組合 他

②民間団体、企業

西日本旅客鉄道(株)米子支社、社会福祉法人真誠会、鳥取県薬剤師会、中国電力(株)ほか

○訓練想定

本部等運営訓練(初動対応訓練)、本部等運営訓練と連動の独自訓練及びオフサイトセンター(注)訓練は島根県と同一想定で訓練を実施。その他の独自訓練は、別想定(時間)で実施。

○訓練内容

①本部等運営訓練（初動対応訓練）〔緊急時通信連絡訓練を含む〕、②オフサイトセンター訓練、③住民避難訓練（バス・JR・船舶・航空機）、④避難行動要支援者避難訓練（高齢者施設、在宅の避難行動要支援者、聴覚障がい者）、⑤緊急被ばく医療活動訓練（被ばく医療、避難退域時検査、安定ヨウ素剤）、⑥緊急時モニタリング訓練、⑦県営広域避難所開設訓練、⑧広報・情報伝達訓練（道路情報表示訓練を含む）、⑨学校等の避難訓練、⑩避難誘導、交通規制等措置訓練、⑪避難支援ポイント設置・運営訓練、⑫車両確認検査等訓練、⑬原子力防災講座等、⑭西部7町村合同避難所開設運営訓練

○その他

訓練記録の作成と住民及び関係機関への普及啓発を目的としてDVDを作成し、県庁ホームページ「インターネット放送局（ライブラリー）」及び原子力防災チャンネル（YouTube）で広く視聴に供するとともに、県立図書館等に配架した。

b 島根原発 図上訓練（本県の独自訓練）

○実施日、実施場所及び参加人員

平成29年7月19日、鳥取県庁、50名参加

○概要

災害対策本部事務局の各機能班の初動対応、体制・役割分担、業務の流れや広域住民避難計画と細部計画との整合性、各機能班間の連携、トラブル事象の進展等のタイムラインに応じた先行的な業務活動等を確認した。

○訓練内容

各災害対策本部事務局の各機能班が各細部実施計画に基づき、事態の進展に応じた対応を行った。

①災害対策本部（本部の設置・運営、関係機関との情報伝達、要員派遣等）、②避難行動要支援者避難計画（入院患者、高齢者、障がい者）、③緊急被ばく医療計画（初期被ばく医療、スクリーニング、安定ヨウ素剤）、④学校・保育所・幼稚園の避難計画（各学校での対応状況の取りまとめ等）、⑤広域避難所運営計画（避難所開設に向けた準備の実施等）、⑥食糧、生活関連物資供給計画（食糧、物資、輸送の供給体制の確保等）、⑦住民避難輸送計画（交通機関の運行状況、避難用車両の確保等）、⑧避難誘導・交通規制等（避難誘導体制の確保等）、⑨動員計画（動員可能数の集約、配分決定、応援要請の実施）

c 人形峠センター 防災訓練（岡山県との合同訓練）

○実施日、実施場所及び参加人員

平成29年10月31日、鳥取県庁等、約70名参加

○概要

事故発生時における災害対策本部とオフサイトセンターでの状況の進展に応じた、一連の対応手順の確認やホールボディカウンタ車の運用、内部被ばく検査手順の確認等を実施した。

○訓練内容

①本部等運営訓練（初動対応訓練）〔緊急時通信連絡訓練を含む〕、②オフサイトセンター訓練、③現地確認訓練、④緊急時モニタリング訓練

エ 原子力防災資機材の整備・保守（島根原発、人形峠センター）

原子力災害発生時の応急対策等のために必要な資機材の整備、保守管理等を行った。

【主な整備】

島根原発に係る個人線量計・サーベイメータ・防護服等原子力防護資機材の整備、緊急時に関係機関とTV会議等を行う原子力防災ネットワークシステム等の保守管理並びに人形峠センター用資機材の更新や保守管理を行った。また、移動式ホールボディカウンタ車及びモニタリング車の更新を行った。この他、保守管理を的確かつ効率的に行うため、原子力防災資機材管理システムデータベースを運用した。

a 先進的なシステムの導入

○原子力防災アプリ（スマートフォン対応）

現在地から最も近いモニタリングポストの場所と現在の空間線量率をスマートフォンで確認することができるアプリを作成した。また、津波浸水区域、道路の渋滞状況の確認や気象情報や県からのお知らせ等をプッシュ式で受け取ることができる。

○大型車両除染システムの導入

車両除染の実施にあたり洗浄水の飛散の恐れがあることから、バス等の大型車両の除染用資機材を標準化した上で、コンテナに収納し一括管理し、迅速な即応体制を構築した。

○避難オペレーション支援システムの導入

避難の実施にあつては、避難に必要な車両数、支援者の見積もりや、それらの確保等も含めた先行的な対応が求められており、各種情報（エリア内の人口や要支援者数、必要な車両数等）を速やかに抽出し、避難実施計画、運行計画等を自動作成するシステムを整備した。

○琴浦大山警察署への実動機関現地合同調整所の設置（警察本部）

原子力災害時に円滑な住民避難を実現するために実動機関（警察、消防、自衛隊、海上保安庁）の合同調整所を琴浦大山警察署（H29/5/22 開署）に設置し、県災害対策本部や国原子力災害対策本部等との情報共有・活動調整を円滑に行うための大型映像表示装置等を整備し

た。

○ドラッシュ型テントの導入

悪天候でも安全かつ確実に災害活動支援や避難退域時検査、除染作業等の防災対策が実施できるよう、病院感染対策の国際標準に基づく気密性と断熱性を有して、放射線防護対策にも優れた全天候型の大型ドラッシュ型テントを整備した。

○小型無人飛行機（ドローン）の導入

原子力災害時等において、避難経路の使用可否の把握、住民の捜索等の情報収集を行うことを目的として、ドローンを導入した。

オ 普及啓発事業の実施

県民や県内の防災業務関係者が、放射線防護などについて学び、原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようにするため、講演会や放射線研修会、防災研修会（島根原発等見学会）、避難先及び避難経路確認訓練を開催した。また、原子力災害発生時の手引きとして、これまでUPZ内に全戸配布していた原子力防災ハンドブックについては、平成30年3月版は県内全戸に配布を行った。

(2) 原子力安全対策

<目的>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、島根原発及び人形峠センターに関する原子力安全対策に必要な事業を行う。

<事業の実施状況>

ア 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」及び「運営要綱」の改定協議

県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、本県及び米子市、境港市と中国電力（株）が平成23年12月に締結した原子力安全協定等について協定の仕組み上の差異はないが、文言の差があることから、立地県・市と同じ内容の協定とするよう強く求めており、引き続き、中国電力（株）に改定を求めていく。あわせて国に対して、立地自治体と同内容の安全協定に改定するよう中国電力への指導を要望している。なお、平成25年3月15日、中国電力（株）からの文書で、協定の運用面については、立地自治体と同様であることを確認している。

【協定の改定協議事項】

- 1) 「重要な変更等の計画等の報告」を「計画等に対する事前了解」に改めること。
- 2) 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を要する事項として、「核燃料物質等に関する輸送日時、経

路等輸送に係る詳細な情報」を加えること。

3) 「現地確認」を「立入調査」に改めること。

4) 「立入調査」の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む）を要求する規定を加えること。

イ 島根原発2号機の新規制基準適合性の審査の申請

平成25年11月21日に中国電力（株）から安全協定に基づき新規制基準適合性申請に関する事前報告（2号機の設置変更許可申請）がされたことを受け、平成25年12月17日に安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては最終的な意見を留保した上で、今後の一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応することを求めた。あわせて安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めた。

【鳥取県意見（平成25年12月17日）】

事前報告の可否に関しては、立地自治体と同等の扱いや周辺地域への丁寧な説明等の条件を付けた上で、今回は最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。

ウ 島根原発2号機の審査状況確認

平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請が行われた島根原発2号機に係る新規制基準適合性審査の状況について、インターネットによる視聴、中国電力からの情報提供により、審査状況の確認を行った。

また、適宜原子力安全顧問会議等を開催し、審査状況等について審議等を行った。

<審査会合の開催状況（平成30年3月31日現在）>

申請概要・主要な論点 4回

地震・津波 33回

プラント 54回

計 90回（複数項目の計上があるため、計は一致しない）

現地調査 3回（地震・津波 2回、プラント 1回）

エ 島根原発1号機への対応（廃止措置）

平成28年7月4日に原子力規制委員会に申請した廃止措置計画が、平成29年4月19日に認可された。本県は、中国電力（株）からの説明、県議会の意見、米子市及び境港市との協議、原子力安全顧問会議等を踏まえて、廃止措置計画の認可申請に係る事前報告（平成28年4月28日）に対し、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解する旨を、平成29年6月27日に中国電力（株）へ回答を行った。あわせて安全協定を立地自治体と同内容に改定するよう強く求め、引き続き協議を継続している。

適切に廃止措置が行われていることを確認するために、廃止措置の着手（平成29年7月28日）及び新燃料除染作業（平成29年11月28日）についてそれぞれ、本県は米子市及び境港市とともに現地確認を実施した。

平成29年12月25日に、中国電力(株)の1号機第1回施設定期検査（H30.1.18～H30.4.27）の実施にあたり、住民の安全確保及び環境の保全を図ることなど5項目について中国電力に対し、米子市及び境港市と連名で文書申入れを行った。

オ 低レベル放射性廃棄物の流量計問題

平成28年6月に発生した低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取り扱いについて、前年に引き続き現地確認等を行うことにより再発防止対策の進捗状況の確認を進めた。今後も、中国電力の再発防止対策の取組状況等について確認を進める。

なお、当該案件は保安規定違反（監視）と判定されており、国の保安検査にて再発防止対策の確認を行うこととされている。

a 中国電力(株)への文書申入れ等

平成27年7月7日（原因究明と再発防止等）

平成27年9月11日（徹底した再発防止等）

b 国（原子力規制委員会）への要望

平成27年9月11日（厳正な確認と徹底した指導等）

c 中国電力(株)からの説明

平成28年10月5日（不正のあったモルタル固型化設備等の現状等説明）

d 安全協定に基づく現地確認

- 平成27年6月30日 第1回（発生事案の確認）
- 平成27年8月6日 第2回（保安規定違反（監視）の状況、調査の進捗等の確認）
- 平成27年9月17日 第3回（中電の調査報告の根拠となった事実の確認）
- 平成28年2月12日 第4回（中電の再発防止対策の実施状況等の確認）
- 平成28年8月26日 第5回（保安検査の内容及び再発防止対策の進捗状況等確認）
- 平成28年10月6日 第6回（不正のあったモルタル固型化設備等の現状等確認）
- 平成29年8月17日 第7回（再発防止対策アクションプランの実施状況等の確認）

カ 島根原発2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食問題

平成28年12月8日に覚知した中央制御室空調換気系ダクトの腐食孔について、中国電力(株)から報告があり、それ以降、安全協定に基づく現地確認を行い、

事案の発生状況や中国電力(株)の調査状況等について確認を進めていた。平成30年1月31日の原子力規制委員会で中国電力(株)が報告した中央制御室空調換気系ダクト腐食事案の原因と再発防止対策について了承されるとともに、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES：イネス）の「レベル1（逸脱）」に該当すると評価された。

○安全協定に基づく現地確認

平成28年12月8日 第1回（発生事案の確認）

平成28年12月28日 第2回（類似箇所の点検結果等の確認）

平成30年2月13日 第3回（原子力規制委員会が本事案の原因と対策を了承したことを受けて確認）

キ 鳥取県原子力安全顧問会議の開催等

環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得るため、鳥取県原子力安全顧問会議等を開催した（座長：福山大学工学部情報工学科教授占部逸正氏外14名）。

○平成29年5月26日（第1回）

「島根原発1号機の廃止措置計画認可に係る審査結果」「島根原発1号機の廃止措置計画」「島根原発2号機適合性審査の状況」「不適切事案（LLW、ダクト問題）の対応状況」「モニタリング結果の評価」「平常時モニタリング計画」等を審議

○平成30年3月19日（第2回）

「県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の修正」「島根原発2号機の基準地震動」「島根原発2号機の審査状況（中間報告）」「島根原発1号機の廃止措置の実施状況」「島根原発2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る再発防止対策の実施状況」「低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取り扱い事案」「低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能濃度測定プログラム不具合の原因と対策」「モニタリング結果（中間報告）」「平常時モニタリング計画（案）」「鳥取県原子力防災対策（予定）」「鳥取県原子力防災訓練（島根原発対応）の実施結果」「原子力防災ハンドブック」等を審議

ク 国等への要望

国の安全規制が十分に機能するように、国の責務の遂行を要請した。

【主な要望項目】

「周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について」「周辺地域における防災対策の強化について」「廃

止が決定した島根原子力発電所1号機の安全対策について」「島根原発低レベル放射線廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について」「島根原発1号機の廃止措置について」などを国等へ要望。(※H29年4月26日、6月28日・29日、7月20日、12月18日)

ケ 環境放射線モニタリング等

a 人形峠センターに係るモニタリング

・人形峠センター周辺の環境試料サンプリング調査等により放射線の影響がないことを確認し、県民の安全・安心の確保につなげた。

b モニタリング監視体制

・島根原発及び人形峠センターに係る周辺環境放射線を測定するため、固定局、移動局及び可搬型モニタリングポスト(22基)の保守管理を行い、設備の適正な維持に努めた。

※可搬型モニタリングポスト22基のうち、10基は常時稼働により連続測定)

・環境放射線モニタリングシステムの更新を行い、システムの安定的な運用に努めるとともに、老朽化したモニタリング車1台を車外に出ずに環境放射線を測定できる新型車に更新しモニタリング体制の維持・機能強化を図った。

・モニタリング結果は、県庁ホームページ等で24時間公表した。

(消防防災課)

(1)地域防災リーダー養成事業

<目的>

鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、地域防災力の強化に向けて、防災士をはじめとする地域防災リーダー等の養成とスキルアップを図ることを目的に研修会等を開催する。

<事業の実施状況>

(ア) 地域防災リーダー研修

平常時には自助・共助の考え方や取組を広げるとともに災害時には共助の取組の指導や助言を行いうる「防災士」をはじめとする地域防災リーダーを養成することにより、地域防災力の向上を図った。

①スキルアップ研修

鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、地域における防災活動の担い手となっている地域防災リーダーのスキルを一層向上させることにより、地域防災力の充実強化を図った。

ア 月日・場所

(1) 東部地区

日時：平成30年1月14日(日)

場所：鳥取市人権交流プラザ

(2) 中部地区

日時：平成30年2月4日(日)

場所：鳥取県立倉吉未来中心

(3) 西部地区

日時：平成29年12月10日(日)

場所：鳥取県消防学校

イ 対象者

県内の自主防災組織役員等の地域防災リーダー、防災士等として、地域における防災活動の担い手となっている者

ウ 参加者数

178人(東部：72人、中部：49人、西部：57人)

エ 実施内容

- ・開会・オリエンテーション
- ・避難行動要支援者への支援(日野ボランティア・ネットワーク職員)
- ・地震の仕組みと対策(鳥取大学名西田名誉教授)
- ・気象情報の活用(鳥取地方気象台職員)
- ・土砂災害・水害の仕組みと対策(県土整備部職員)
- ・災害対応シミュレーション訓練(消防学校教官)
- ・意見交換

②防災士養成研修

平成28年10月の鳥取県中部地震において、地域の防災リーダーを中心とした共助の取組の重要性が再認

識されたことから、平常時に自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組を担い、指導する「防災士」を養成するため、平成29年度防災士養成研修を開催した。

ア 日時

- ・平成30年1月20日（土） 8:50～18:00
- ・平成30年1月21日（日） 8:50～16:50

イ 場所

鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根）

ウ 実施内容

平成29年度版防災士教本の31項目のうち、12項目を講義形式で実施し、残りの19項目をレポート形式により実施。二日目の最後に防災士資格取得試験を実施。

エ 受講料（市町村から申込があった者については、市町村が負担）

受講者1名あたり6,752円（税込み）
 ※防災士教本料3,000円と防災士資格取得試験受験料3,000円を含む。試験合格者は、これに防災士認証登録料5,000円が別途必要。

オ 受験者数：166名

カ 合格者数：165名（うち4名は平成30年3月4日に実施した再試験により合格）

(2)鳥取県防災・危機管理対策交付金事業

＜目的＞

「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づく自助・共助を担う県民運動の促進や集中豪雨等の災害に対応するための防災・減災対策を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金による支援を行う。

＜事業の実施状況＞

次の対象事業費の合計額の1/2の額を上限に、交付金による財政支援を行った。

[特別枠：20,555千円]（1事業当たり300万円を上限）

○鳥取県中部地震の教訓等を踏まえた優れた取組であると認めた事業

【具体的取組】防災備蓄事業、総合防災訓練・国民保護訓練事業、避難案内板設置・修繕事業、防災指導員・防災リーダー養成事業、防災マップづくり等を通じた防災普及啓発事業 等

[事業割等：47,945千円]

○消防団を強化する事業

【具体的取組】新入団員等活動服等整備、消防団消防ポンプ機材等備品購入、少年消防クラブ防災教育 等

○自主防災組織を強化する事業

【具体的取組】自主防災会連合会補助金、自主防災組織等訓

練支援用品、住民への防災知識の普及に関する事業

○住民が主体となった防災体制の構築を推進する事業

【具体的取組】防災訓練実施事業、防災行政無線設備の修繕、J-ALERT年間保守・点検 等

○市町村ごとの配分については、均等割、世帯数割及び消防団員数割に調整額を加算

(3)元氣な消防団づくり支援事業

＜目的＞

消防団は地域密着性と即時動員力を特性とした地域防災力の要であるが、地域のつながりの希薄化や高齢化など消防団員の充足率低下が懸念されていることなどから、平成25年12月に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえながら、消防団員確保など消防団を中核とする地域防災力向上の取組を行う。

＜事業の実施状況＞

①少年消防クラブ育成事業

将来の防災活動の担い手となる子どもたちの防災意識の高揚や、防災に関する知識・技能の習得を図ることを目的として少年消防クラブの結成とその活動の支援を行った。

【実績】江府町少年消防クラブ（クラブ員12名）

②消防団活性化推進表彰

他の模範となる消防団・分団の知事表彰を行った。

表彰式	平成30年2月17日（土）
会場	鳥取市人権交流プラザ
受賞者	＜地域防災力向上表彰：3団体＞ 境港市消防団、南部町消防団、伯耆町消防団 ＜緊急時対応表彰：1団体＞ 鳥取市消防団用瀬地区団

③広報・PR活動

- ・県政だよりや新聞広告等による広報の実施
- ・とっとり防災フェスタ2017等のイベントで消防団の訓練展示等を実施

(消防学校)

県下の消防職員及び消防団員に対し、複雑多様化する災害に即応できる専門的、かつ高度な消防防災に関する教育訓練を行うほか、広く県民に対し防災思想の普及を図るために、昭和58年4月27日に開校しました。

消防学校の消防教育状況は「3 消防体制」の<消防教育>のとおりです。

(消防防災航空センター)

鳥取県では、災害に強い消防防災体制の確立を図るため、平成10年7月より消防防災ヘリコプターの運航を行っています。平成27年に「とっとり（ベル412EP）」から「だいせん（アグスタAW139）」に機体更新し、同年12月から新機体による本格運航を開始しました。

消防防災ヘリコプターは、県民の安心、安全を確保するため、風水害・地震発生時の情報収集、物資輸送、迅速な救急搬送、林野火災発生時の空中消火や、山岳・河川等での救出救助活動など、様々な場面で活動を行っています。
※平成29年の活動実績を「2 救急・救助」に掲載しています。

6-1 自主防災組織の現況

(平成30.4.1現在)

区分 市町村名	管内世帯数	組織数	組織されている 地域の世帯数	組織率
鳥取市	79,476	805	78,369	98.6%
米子市	65,813	249	42,431	64.5%
倉吉市	20,529	172	17,228	83.9%
境港市	15,084	51	12,042	79.8%
岩美町	4,417	9	3,732	84.5%
若桜町	1,393	27	999	71.7%
智頭町	2,742	88	2,291	83.6%
八頭町	6,093	131	6,093	100.0%
三朝町	2,546	62	2,541	99.8%
湯梨浜町	6,148	71	6,028	98.0%
琴浦町	6,462	154	6,397	99.0%
北栄町	5,320	56	5,012	94.2%
日吉津村	1,198	6	1,175	98.1%
大山町	5,701	165	5,528	97.0%
南部町	3,903	80	3,490	89.4%
伯耆町	3,568	104	3,568	100.0%
日南町	2,062	33	2,062	100.0%
日野町	1,375	52	1,375	100.0%
江府町	1,020	41	1,020	100.0%
鳥取県全体 (合計・平均)	234,850	2,356	201,381	85.7%

平成30年度消防防災震災対策現況調査より

(注)組織率は、組織されている地域の世帯数を管内世帯数で除したものである。

6-2 平成29年度災害対策啓発事業の実施状況

単位:回

区分 市町村名	広報誌	講演会・ 研修会	新聞	ラジオ テレビ	冊子・ パンフレッ ト	映画資料 (ビデオ 等)	その他
鳥取市		3		12			
米子市	8	44					
倉吉市	1	1					
境港市	14	2					
岩美町		1					
若桜町	2	1					3
智頭町							
八頭町	4	2		196			
三朝町	2						
湯梨浜町	6						
琴浦町	2	5					
北栄町	1				1	1	
日吉津村	4						
大山町							
南部町	8						
伯耆町							
日南町							
日野町	2						
江府町							
合計	54	59		208	1	1	3

平成30年度消防防災震災対策現況調査より

6-3 平成29年度市町村別防災訓練実施状況

区分 市町村名	訓練回数 (延べ回数)	訓練の目的(回数)					訓練の形態(回数)		
		風水害	地震	大火災	土砂災害	その他	実動訓練	図上訓練	通信訓練 その他
鳥取市									
米子市	2		1		1		1	1	
倉吉市	2	1	1	1			2		
境港市	3		2				3		
岩美町	1		1				1		
若桜町	1		1		1		1		
智頭町	4	2	2	2			4		
八頭町	14	5	2	6	1		7	2	5
三朝町	6			6			6		
湯梨浜町	1		1				1		
琴浦町	2				1	1	2		
北栄町	1		1	1			1		
日吉津村	1		1				1		
大山町									
南部町									
伯耆町	2			2			2		
日南町	4	1	1	2	1		4		
日野町	1		1				1		
江府町	1		1				1		
合計	46	9	16	20	5	1	38	3	5

6-4 鳥取県防災行政無線等の施設

(1) 鳥取県防災行政用無線施設(平成30. 4. 1現在)

ア 地上系無線局(固定系及び移動系)

区分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
統制局	鳥取県庁	1	固定局 1
支部局	総合事務所	5	固定局 5
中継局	中継局	8	固定局 8 携帯基地局 4
移動局			陸上移動局 52 (うちMCA局 51) 携帯局 49
合計	県施設	14	(固定通信系) 固定局 14 (移動通信系) 携帯基地局 4 陸上移動局 52 携帯局 49

イ 衛星系無線局

区分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
統制局	鳥取県庁	1	地球局 1
支部局	総合事務所	5	VSAT地球局 6
端末局	県出先機関	1	VSAT地球局 1
	市町村	19	VSAT地球局 19
	消防機関	3	VSAT地球局 3
	防災関係機関	1	VSAT地球局 1
可搬局	可搬局		地球局 1
合計	県施設	7	(固定通信系) 地球局 1
	市町村	19	VSAT地球局 30
	消防機関	3	(移動通信系)
	防災関係機関	1	地球局 1

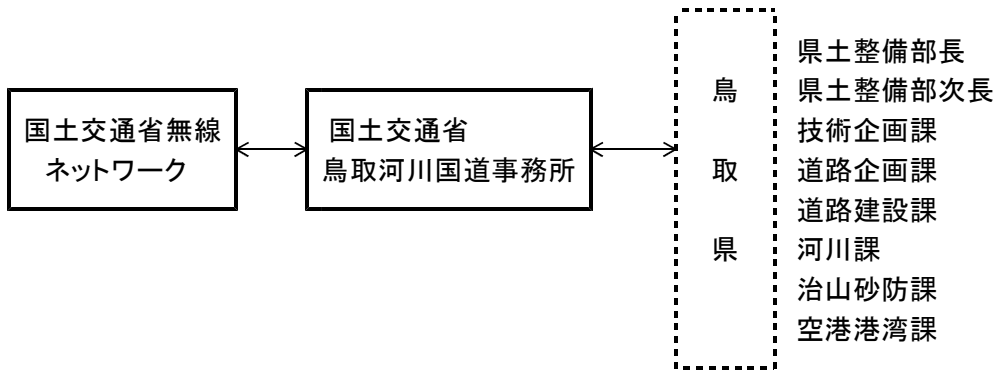
(2) その他の防災用無線施設(平成30. 4. 1現在)

ア 無線局数

区分	施設名	施設数	無線局の種別・局数
水防道路用(無線局)	鳥取県庁	1	固定局 1

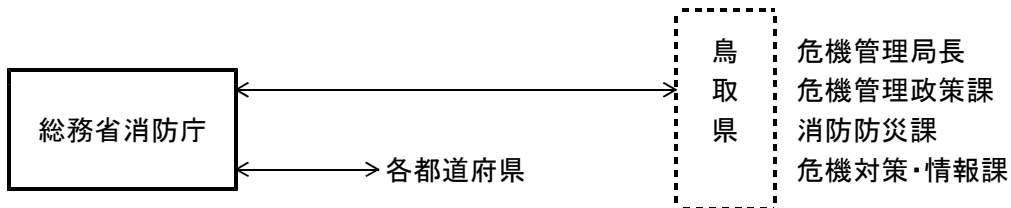
(注)消防防災用無線、中央防災無線は、水防道路用無線局の回線を利用している。

イ 水防道路用無線



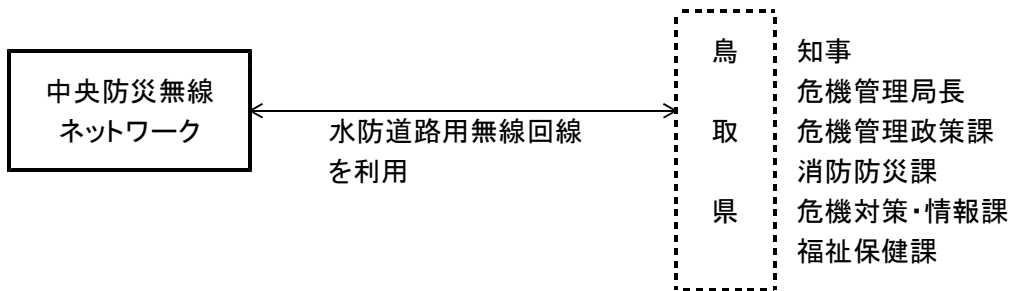
(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で国土交通省無線ネットワークに編入している。

ウ 消防防災用無線



(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で消防庁無線ネットワークに編入している。

エ 中央防災無線(緊急連絡用無線回線)



(注)各都道府県も、本県と同様な回線構成で中央防災無線ネットワークに編入している。

6-6 鳥取県防災行政用移動系無線局配備状況

(H30.4.1.現在)

【陸上移動局、携帯局】

呼出名称	種別	所管課所	主な移動範囲	備考
防災鳥取 37	携帯局	危機管理局(厚生病院)	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 38	携帯局	危機管理局(中央病院)	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 94	携帯局	危機管理局(鳥取県土整備事務所)	鳥取市、岩美郡	防災相互波
防災鳥取 95	携帯局	危機管理局(八頭県土整備事務所)	八頭郡	防災相互波
防災鳥取 96	携帯局	危機管理局(中部県土整備局)	倉吉市、東伯郡	防災相互波
防災鳥取 97	携帯局	危機管理局(米子県土整備局)	米子市、境港市、西伯郡	防災相互波
防災鳥取 98	携帯局	危機管理局(日野県土整備局)	日野郡	防災相互波
防災鳥取 99	携帯局	危機管理局	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 201	陸上移動局	西部総合事務所	米子市	防災相互波
防災鳥取 航空隊2~14	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊16~18	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 航空隊301~303	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 ヘリ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	防災相互波
防災鳥取 ヘリテレ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ東部	携帯局	危機管理局(消防防災航空センター)	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ中部	携帯局	危機管理局(中部消防局)	鳥取県全域	ヘリテレ波
防災鳥取 ヘリテレ西部	携帯局	危機管理局(西部消防局)	鳥取県全域	ヘリテレ波
消防鳥取 航空隊301~303	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 航空隊101~109	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 航空隊201~204	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波
消防鳥取 ヘリ2	携帯局	消防防災航空センター	鳥取県全域	消防波

6-7 震度観測点一覧

(平成30.4.1現在)

市町村名	震度観測点名称 (震度発表名称)	管理者	県震度情報NW システムで監視	備考
鳥取市	鳥取市吉方	気象庁		
	鳥取市吉成	防災科研	○	
	鳥取市国府町宮下	県	○	
	鳥取市福部町細川	県	○	
	鳥取市河原町渡一木	県	○	
	鳥取市用瀬町用瀬	県	○	
	鳥取市佐治町加瀬木	県	○	
	鳥取市気高町浜村	県	○	
	鳥取市鹿野町鹿野	県	○	
	鳥取市鹿野町鹿野小学校	防災科研		
鳥取市青谷町青谷	県	○		
米子市	米子市博労町	気象庁		
	米子市東町	防災科研	○	
	米子市淀江町	県	○	
倉吉市	倉吉市岩倉長峯	気象庁		
	倉吉市葵町	防災科研	○	
	倉吉市関金町大鳥居	県	○	
境港市	境港市東本町	気象庁		
	境港市上道町	県	○	
岩美町	岩美町浦富	気象庁	○	
若桜町	鳥取若桜町若桜	県	○	
智頭町	智頭町智頭	気象庁	○	
八頭町	八頭町郡家	県	○	
	八頭町船岡	県	○	
	八頭町北山	県	○	
三朝町	三朝町大瀬	県	○	
北栄町	北栄町土下	県	○	
	北栄町由良宿	県	○	
湯梨浜町	湯梨浜町久留	県	○	
	湯梨浜町泊	県	○	
	湯梨浜町龍島	県	○	
琴浦町	琴浦町徳万	県	○	
	琴浦町赤碕	県	○	
	琴浦町赤碕中学校	防災科研		
日吉津村	日吉津村日吉津	県	○	
大山町	大山町末長	県	○	
	大山町御来屋	県	○	
	大山町赤坂	県	○	
南部町	鳥取南部町法勝寺	県	○	
	鳥取南部町天萬	県	○	
伯耆町	伯耆町吉長	県	○	
	伯耆町溝口	県	○	
日南町	日南町霞	県	○	
	日南町生山	防災科研		
日野町	鳥取日野町根雨	県	○	
江府町	江府町江尾	県	○	
合計	県	34	34	
	気象庁	6	2	
	防災科研	6	3	
	全体	46	39	

注(1)気象庁の震度発表対象となっている観測点について記載

(2)防災科研:独立行政法人 防災科学技術研究所